



Title	『実利論』におけるdharmaとdharman
Author(s)	沼田, 一郎
Citation	インド哲学仏教学論集, 3, 93-104
Issue Date	2016-03-31
DOI	10.14943/hjiphb.3.93
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/76464
Type	bulletin (article)
File Information	hjiphb_3_3.pdf



[Instructions for use](#)

『実利論』における dharma と dharman

沼田 一郎

ヴェーダの儀礼文献群である「カルパスートラ」(kalpasūtra)の一角を占めるダルマースートラ(dharmasūtra)は、人間の行為規範をダルマ(dharma)として定式化したものである。これに続いて成立したと思われる『マヌ法典』(Manusmṛti:以下 Manu)は、ダルマにより多様な意味を担わせることによって、ダルマの学問をより開かれた普遍的なものとした。

dharma の語義が歴史的に変化していることは、すでに知られている通りである¹。語形の点では『リグ・ヴェーダ』においては中性 dhárman²のみが用いられ、後期ヴェーダ以降に男性 dharma の用例が支配的となる。しかし、dharma と dhárman の双方が同一文献中に用いられるケースもあり、単純に語形の新旧として理解できない可能性もあるが、両者の意味上の相違がじゅうぶん主題的に扱われてきたわけではない³。

本稿ではカウティリヤ(Kauṭilya)作と伝えられる『実利論』(Arthaśāstra:以下 KA)の dharman の用例を検討する。KA は少なくとも古ウパニシャッドよりは新しく、dharmasūtra や Manu とオーバーラップする時期に徐々に完成されたと考えられるから、それはもっぱら dharma が多く用いられている時期と言いうる⁴。例外的に dharman が一定の頻度で用いられているということは、KA の周辺と他の文献との間には dharma、dharman の扱いにおいて何らかの違いがあったと考えられる。一般的な傾向として、dharman が dharma に移行した理由は明らかではないが、このような例外的な事例を検討することによって、dharma の歴史的な研究に資することができると思われる次第である⁵。

1. [Olivelle 2009][Hiltebeitel 2011]

2. 語根+接尾辞(√dhr→dhar+man)から作られるのは dharma ではなく dhárman。同様のプロセスによる kárman や bráhman には*karma-や*brahma-という語幹はない。

3. [Kane 1930(I,1):1-6][Lingat 1973:2-17][Derrett 1973:2-6]

4. [原 1989]によると、これら 3 つの価値はそれぞれ別々に成立したものがあつた時ひとつにまとめられた。KA はその「前史」が知られていないこともあつて、成立年代などの基本的なデータが確定しておらず、[上村 1984]も「まえがき」で「紀元前 2 世紀から紀元後 2 世紀までの間」が妥当だが、「決定的な証拠がないから、人によって結論は相当違ってくるのは、やむを得ない」と判断を保留した。ところが、P.Olivelle は KA の新しい英語訳 [Olivelle 2013] を公刊し、その introduction においてこれらの問題について新しい見解を提示している。成立年代に関しては、作者自身の手によって紀元後 50 年から 125 年に作成したもの(Kauṭilya recension)を同 175 年から 300 年ころに縮約したもの(sāstric reduction)が現存する『実利論』であると結論するのである [Olivelle 2013:25-31]。ダルマ文献との関係などについて、筆者と異なる見解も示されているので、稿を改めて論じたい。

5. 例えば、『マハーバーラタ』にも固有名詞以外に dharman の用例を多く見る。

1. KA における artha

KA は自らの主題である artha をどのように位置付けているだろうか。

[8.3.31]

artha eva pradhāna iti kauṭilyaḥ / arthamūlau hi dharmakāmāv iti /⁶

artha こそが重要である、とカウティリヤは主張する。なぜなら、dharma と kāma は artha を基礎とするからである。

[9.7.60-61]

artho dharmāḥ kāma ity arthatrivargaḥ⁷/ tasya pūrvaḥ pūrvaḥ śreyān upasamprāptum /

artha、dharma、kāma が獲得すべき対象の「3つ組」である。その中では先のもの獲得ほど優れている。

KA は、trivarga の中では artha を最重要視しており、冒頭と最終章において編纂の動機を明示している⁸。

[1.1.1]

prthivyā lābhe pālāne ca yāvanty arthaśāstrāṇi pārvācāryaiḥ prasthāpitāni prāyaśas tāni samḥṛtyaikam idam arthaśāstram kṛtam /

過去の学匠たちが制作した、土地 (prthivī) の獲得と守護に関する「諸々の実利の書物」(arthaśāstrāṇi) の大部分を1書に集約してこの『アルタシャーストラ』(Arthaśāstra) が作られた。

[15.1.1-2]

manuṣyāṇām vṛttir arthaḥ, manuṣyavatī bhūmir ity arthaḥ / tasyāḥ prthivyā lābhapālānopāyaḥ śāstram arthaśāstram iti /

人間の活動が artha である。人の住む土地 (bhūmi)、という意味である。その土地 (prthivī) を獲得して保守するための手段が『アルタシャーストラ』の学問である。

6. 他に 8.3.31, 15.1.14。

7. この artha は「実利」ではない。注釈 *śrīmūla* は、artha-trivarga upādeya-trivargaḥ と説明する。

8. KA は prthivī と bhūmi を使い分けている。14ある prthivī の用例のうち、7例が章末の韻文(現存する KA が編纂される際に付加されたと考えられる)中に見られる。連合する動詞は、pra-√ap- (2.12.37)、√ji- (6.1.18, 9.1.9, 13.4.55, 13.4.mū61, 13.4.62)、√bhuj- (1.5.17)、√labh- (1.1.1, 7.10.38, 15.1.2, 15.1.5) のような「獲得」「征服」を意味するものに限られている。王権の支配対象としての観念的な「領土」を意味する prthivī に対して、bhūmi には多数の用例があるが、具体的・物理的な「土地」あるいは「地所」としての意味合いが強いように思われる。

「土地」は生産活動および生活の基盤で、それが *artha* の本質である、というのであろう。*dharmā*、*artha*、*kāma* の相互関係や優劣については上記のように規定し、すべての価値が *artha* を根本としているのである。

2. *KA* における *dharmā*

KA は *dharmā* についても強い関心を示し、随所で興味深い用例を見出すことができる。

dharmastha

KA 第3巻の主題である *Dharmasthīya* は「司法」と理解されている。民事上の契約をめぐる問題を様々にカテゴライズして論じ、それに加えて婚姻や相続などの家族法の分野も扱う。これらの紛争事案を裁定するのが「司法官」(*dharmastha*)であることから、この巻は *Dharmasthīya* と題されているのである。

[3.1.1]

dharmasthās *trayas* *trayo* *'mātyā*
janapadasaṃdhisamgrahaṇadroṇa-mukhasthāniyeṣu vyāvahārikān arthān
kuryuḥ/

amātya の地位にある3人の *dharmastha* は、地方の境界線・サングラハナ・ドローナムカ・スターニーヤ⁹において、契約 (*vyavahāra*)¹⁰に由来する事案を審議するべきである。

dharmastha は *KA* に特有の職種であり¹¹、*amātya* の資格¹²を有している。彼らが *dharmastha* と呼ばれるのは、この巻の主題である民事上の契約関係の裁定が以下のように *dharmā* に立脚するからである。

[3.1.39-40]

dharmas ca vyavahāras ca caritraṃ rājasāsanaṃ / vivādārthas ca tuṣṭiḥ
paścimaḥ pūrvabādhakaḥ // tatra satye sthito dharmo vyavahāras tu
sāksisu / caritraṃ saṃgrāhe puṃsāṃ rājñām ājñā tu sāsanaṃ //

係争事案には4本の「足」がある。[それは]ダルマ、契約、慣習、王勅であって、後のものが先のもを無効にする。これらのうちで、ダルマは真実にもとづく。契約は証人に、慣習は世間の合意に。しかして勅令とは王の命

9. Olivelle はこの3語をそれぞれ *collection centers*, *district municipalities*, *provincial capitals* と訳す。cf. [Olivelle et al 2015]。なお、これら社会の階層的構造を意味する術語は *kārvatika* を加えて 2.1.4 に列挙されているが、ここでは *kārvatika* には言及しない。

10. *vyavahāra* の語義については、[沼田 2009]。

11. [Olivelle et al 2015]。Olivelle は、*dharmastha* を Judge ではなく、あえて Justice と訳し、これが英米法の「治安判事 (*justice of peace*)」に相当すると言う。これは小事件の裁判や重大な刑事事件の予備審問を行う地方判事、あるいは無給の名誉職であった。[小山 2011: 606-607]

12. *KA* の *amātya* を「大臣」と訳すべきではないことについては、[沼田 1993]。

令である。

svadharma

KAにもダルマ文献と同様 svadharma の規定がある。内容的にもダルマ文献の規定と大差がない。(1.3.5-8)

- ・バラモン:ヴェーダの学習と教授、自他のための祭祀、布施と受施。
- ・クシャトリア:ヴェーダの学習、自身の祭祀、布施、武器に生きる。生類の保護。
- ・ヴァイシャ:ヴェーダの学習、自身の祭祀、布施、農牧業、商業。
- ・シュードラ:再生族への奉仕、実業、職人技、芸事。

この他、各住期(āśrama)¹³に配当された行為規範も svadharma と呼ばれている点は特徴的であろう¹⁴。(1.3.9-14)

- ・家長期:[ヴァルナの]svadharma に従って生きる、同等の[ヴァルナ]に所属して、異なる聖仙をいただく妻との結婚、適時に性交する、神・祖霊・賓客をもてなす、雇い人に気前良い、祭祀の残餞を食する。
- ・学生期:ヴェーダの学習、祭火の世話、灌頂、常に乞食する、師匠に死ぬまで仕える、師匠が不在の場合はその息子か同学の学生に仕える。
- ・林住期:性的な禁欲、地面に横臥する、結髪でレイヨウの革を着用する、アグニホートラと灌頂をする、神・祖霊・賓客をもてなす、森に産するものを食する。
- ・遊行期:感覚を制御している、何もしようとしない、何も持たない、こだわりを捨てる、乞食を常とする、一箇所定住せず荒地に住む、内外の清浄。
- ・全住期に共通:不殺生・真実を語る・清浄・妬まない・残酷でない・忍耐。

dharmakārya

dharmaを含む複合語 dharmakārya は、訳者によって解釈が分かれることもあるが、総じて義務的な儀礼行為を指すことが多い。

[3.6.9]

mānuṣahīno jyeṣṭhas tṛtīyam aṁśam jyeṣṭhāṁśāl labheta, caturtham anyāya.vṛttiḥ nivṛttadharmakāryo vā /

男らしさを欠く長男は、長男の配当分の3分の1を得る。誤った行為をする者や dharmakārya を捨てた者は4分の1である。

- ・上村:宗教的義務
- ・Kangle:religious duties
- ・Olivelle:obligation relating to the Law

13. ここでは家長期→学生期→林住期→遊行期の順で、一般的な順序とは異なる。

14. 例えば *Bhagavadgītā* で svadharma と言えば、特定の āśrama のそれではなく、kṣatriya などのヴァルナの dharma を指す。

[3.2.16]

tad ātmaputrasnuṣābharmaṇi pravāsāpratividhāne ca bhāryāyā bhoktum
adoṣaḥ, pratirodhakavyādhidurbhikṣabhayapratīkāre dharmakārye ca
patyuh sambhūya vā dampatyor mithunaṃ prajātayoḥ /¹⁵

自らの息子と義理の娘の養育と、[夫が]旅行中で[生活の糧]が得られない場合には、妻がそれ (strīdhana) を活用することは不正ではない。また、盗賊・病気・飢饉・危険への対処や、dharmakārya に際して夫がそれを用いても、あるいは、息子と娘 (mithuna) をもうけた夫婦が共同して用いても [不正ではない]。

- ・上村: 宗教的行為
- ・Kangle: religious acts
- ・Olivelle: obligation relating to the Law

[7.2.10]

yadā cāsyā prāṇaharam vyādhim antaḥkopam śatruvṛddhiṃ
mitravasyanam upasthitam vā tannimittām ātmanaś ca vṛddhiṃ paśyet
tadā sambhāvya vyādhidharmakāryāpadeśenā payāyāt /

そして敵が生死に関わる病気を患う、内乱が起きる、敵が増長して友好国が困難におちいったことなど、またそれを契機とする自らの発展を察知したら、ありえそうな病気や dharmakārya を装って撤退するべきである。

- ・上村: 宗教的行事
- ・Kangle: religious duty
- ・Olivelle: religious duty.

注釈 Śrīmūla は、この dharmakārya については目立ったコメントを付すことがないが、Manu などのダルマ文献に見られる dharmakārya の用例も、概して日常の義務的な儀礼為を意味すると考えられている¹⁶。

dharma の用法として同様のカテゴリーに入れることができるものとして、以下のようなケースをあげることができるだろう。

15. [上村]は「相互に交わって子供を産んだ場合は、夫婦でこれを用いても」と訳すが、[Kangle][Olivelle]は「息子と娘をもうけた後に、これを共同で用いる夫婦」とする。ここでは Śrīmūla の注 (dampatyoh, mithunaṃ prajātayoḥ apatyadvayaṃ yad vā pumapatyam ekam stryapatiyaṃ caikaṃ janitavatoḥ) に従い、後者を採用する。

16. Manu 9.28, 9.76, 9.86; Viṣ 3.17; Yājñ 1.88, 2.147。諸注釈は bali 供養、agnihotra の実施、聖地巡礼などとする。注釈家 Bhārucci (ad 9.86) によれば、妻にとっての dharmakārya は、夫に口漱ぎ用の水を手渡す、祭火の設置場所 (agniśaraṇa) に牛糞を撒く (upalepana) などの補助的行為であるとする。agniśaraṇa ではないが、agniśāla は mahāvedī の西側の prācīnavamśa のことである [Mylius 1995: 24]。

[3.2.19]

mṛte bhartari dharmakāmā tadānīm eva sthāpyābharaṇaṃ śulkaśeṣaṃ ca labheta /

夫が死亡した時、dharma を求める女は、すぐに生活資金¹⁷と装飾品そして婚資の残額を受け取ることができる。

- ・上村: 貞節を守ることを望む妻
- ・Kangle: desirous of leading a life of piety
- ・Olivelle: dedicate herself to the law
- ・Ś: 「dharma を求める女」とは、夫と自らの来世に役立つ dharma を求める女である。(dharmakāmā bhartur ātmanaś ca paralokahitaṃ dharmam kāmāyānā)

[3.2.27]

dharmakāmā bhuñjīta //

dharma を求める女は、(それ: 夫の遺産)を相続することができる。

- ・上村: 貞節を守ることを望む。
- ・Kangle: desirous of pious life
- ・Olivelle: dedicate herself to the law.¹⁸
- ・Ś: 求めず自制するなら妻は、夫の遺産を相続する。(avindamānā saṃyatā cet patidāyaṃ bhuñjīta)

[3.2.45]

putratvīm dharmakāmāṃ vandhyāṃ ninduṃ nīrajaskāṃ¹⁹ vā nākāmāṃ upeyāt //

[夫は]息子を持つ女、dharma を求める女、不妊の女、死産した女、閉経した女が望まぬ場合には、彼女に近づくべきではない。

- ・上村: 敬虔な女
- ・Kangle: who has sons, who desires of a pious life
- ・Olivelle: who has borne a son, who desires to pursue the law
- ・Ś: 息子を得るために正しい生活に生きる (putrārthavratavāsinīm)

[3.4.17]

gamyena vā pumsā saha prasthāne caturviṃśatipaṇaḥ sarvadharmā-lopaś

17. sthāpyā: KA に特有の術語で、結婚後の妻の生活費 [Olivelle et al 2015: 437-8]。R. Schmidt (pw) は KA を典拠としているが、提示するのは中性形 sthāpya である。

18. note: The meaning is that she refuses to remarry and dedicates her life to religious and meritorious activities, while remaining celibate. this is the alternative to remarriage.

19. nīrajaska をいずれの翻訳でも「閉経」と解している。一般的には汚れや激情のない状態を指す (e.g. MBh9.21.42) が、Ś は nivṛtta-ārtava と説明している。

ca, anyatra bharmadānatīrthagamanābhyām /

あるいは、性的な接触の認められている男性とともにでかけた場合、24 パナの罰金を科され、そして一切の dharma を剥奪される。生活の糧をもたらず場合と、適時に性交する場合²⁰を除く。

- ・上村: 全ての法的(宗教的社会的)な権利を失う。
- ・Kangle: loss of all rights²¹
- ・Olivelle: the exclusion of all that pertains to Law.²²
- ・Ś: 「一切の dharma を剥奪される」とは、夫が執行している祭祀などの一切の dharma を共に執行する²³ことができなくなるということ。(sarva dharmalopaś ca bhartur anuṣṭhīyamānayajñādisarvadharmasahacaraṇa-hāniś ca)

妻としての義務的な勤めを果たす女性は、「dharma を求める」(dharmakāmā)と形容されるのである。

3. KA における dharman²⁴

以上のように、dharma の用法は *Manu* などのダルマ文献と大差ないと言える。以下に KA における dharman の用例を検討するが、その多くは複合語〈X-sa-dharman〉においてである²⁵。これは「X と dharman を同じくする」と理解しうるが、問題はこの dharman が何を意味しているかということである。KA が dharma と dharman の双方を用いているからには、そこに何らかのニュアンスの違いがあるのでないかと考えられるであろう。以下にその用例と翻訳における解釈および *Śrīmūla* 注の理解を示す。

20. “tīrthagamana”には、「巡礼に行く」(上村)と「適時に性交する」(Kangle, Olivelle)の解釈がある。

21. note: i.e., all social and religious rights and privileges.

22. note: she is excluded from all religious and ritual activities of the family, and perhaps the loss of other rights and responsibilities attached to the position of wife and mother.

23. *Gautamadharmasūtra*4.7に「プラージャーパティヤ形式の婚姻では、『dharma は協同して実行されるべし (saha dharmāś caryatām)』が婚姻のマントラ (saṃyogamantra) である」と言う。*Manu*3.30も同趣旨。

24 dharman が複合語の前分や中間にある場合は、それが dharma と dharman のいずれか区別できないので検討の対象から除いた。

25. この表現は *Manu*10.41 にも見られる。svajātijānantarajāḥ ṣaṭ sutā dvijadharmaṇaḥ | śūdrāṇāṃ tu sadharmāṇaḥ sarve ’padhvamaṣajāḥ smṛtāḥ | 「同一のジャーティ[の女]から生まれた場合と下位の[ジャーティの女]から生まれた場合との 6 種類の息子は、再生族の dharma を有している。しかしながら墮落した生まれの者は、すべてシュードラと同等の dharman を有すると伝えられている」。後半の sadharman は、「属性」(渡瀬)、duties (Bühler)、characteristics (Olivelle)と解される。Medhātithi は、前半の dvijadharmaṇaḥ を dvijadharmāṇaḥ と読むが、G.Jhā の刊本では本文テキストを-dharmaṇaḥ とする。[Olivelle 2005]の footnote によると dvijadharmāṇaḥ の写本はないが、-dharmaṇaḥ を示すものはある。また、後半の sadharmāṇaḥ を svadharmāṇaṃ とする写本もあるという。

[1.8.5]

yo hy asya guhyasadharmāṇas tān amātyān kuruvīta

同じ種類の秘密を持つ者を amātya に任命するべきである。

- ・上村: 自分と共通する秘密を有する人々。
- ・Kangle: of a like nature to him in secret matters
- ・Olivelle: individuals who share the same mindset as he with respect to secret matters
- ・Ś: 同じような秘密を持つ者。秘密とは、他人の妻と関係を持つなどの逸脱した行動であり、それに関して同じということである。(guhyasadharmāṇaḥ, guhyam śīlacutyih pārādārikatvādi tatra samānaḥ)

[1.17.5]

karkaṭasadharmāṇo hi janakabhakṣā rājaputrāḥ.

王子はカニと同じで生みの親を食べてしまう。

- ・上村: というのは王子というものは、蟹と同様の性質で、生みの親を食うからである。
- ・Kangle: being of the same nature of crabs.
- ・Olivelle: for princes and crabs share the same nature : they eat their progenitors
- ・Ś: 性質が悪いという点で同類である。(kuśīlasamānasvabhāvaḥ)

[2.9.3]

aśvasadharmāṇo hi manuṣā niyuktāḥ karmasu vikurvate //

人間は馬に似ている。職務に任じられると変わるのである。

- ・上村: 人は馬と本性を同じくし。
- ・Kangle: men being of a nature similar to that of horses
- ・Olivelle: their nature is like that of horses
- ・Ś: 車輛の牽引作業に従事しない場合は性質の良い馬たちであっても、その[牽引作業に]従事することになれば[性質が]変化してしまうのと同じで、諸任務に任じられない場合に良い性質だった人が、任じられると性質が変わってしまうということが知られている、という意味である。(yathā hy aśvā rathavahanakarmāniyogadaśāyām sādhuśīlā eva santas tanniyogadaśāyām vikāram prāpnuvanty evaṃ karmasu aniyogadaśāyām suśīlā eva paridṛṣṭāḥ niyogada śāyām śīlavaikṛtaṃ prāpnuvanty ity arthaḥ)

[3.7.8]

tatsadharmā bandhūnām gr̥he gūḍhajātas tu gūḍhajajḥ

彼(クシェートラジャ)²⁶と同等で、親族の家で秘密裏に生まれたのが「秘

26. 夫以外の親族の男性と妻の間に生まれた息子。遺産相続の有資格者である。Manu9.167

密の子 (gūḍhaja)」である。

- ・上村: 彼と等しい権利・義務を有する。
- ・Kangle: with the same duties and rights
- ・Olivelle: Having the same qualities as latter,
- ・Ś: 彼と同等である。親族などの家で密かに生まれた者とは、夫のニヨーガ²⁷なしに他の男によって秘密裏に生まれたのが「秘密の子」である。その者は彼と同じ dharman を有している、とは「畑に生まれた子 (kṣetraja)」と同等ということである (tatsadharmā iti / bandhūnāṃ gr̥he gūḍhajātas tu bhartṛniyogaṃ vinaiva gūḍham anyasotpannaḥ gūḍhajaḥ / sa tatsadhrmā kṣetrajatulyaḥ)

[3.7.15]

tatsadharmā mātāpitṛbhyām adbhīr mukto dattaḥ

父母によって、水とともに与えられた「与えられた子 (datta)」²⁸も、それ (kṣetraja) と同等である。

- ・上村: それと同じ権利を有する。
- ・Kangle: With the same rights is the adopted son
- ・Olivelle: Having the same qualities as the son given in adoption
- ・Ś: 嫡出子と同等である (svayaṃjātātulyaḥ)

[3.7.37]

śūdrasadharmāṇo vānyatra caṇḍālebhyaḥ

あるいは、彼らはシュードラと同じである。ただしチャンダーラの場合を除く。

- ・上村: シュードラと同じ義務を有するべきである。
- ・Kangle: they are to have the same special duties as the Śūdras
- ・Olivelle: they have the same qualities as Śūdra ²⁹
- ・Ś: あるいは、シュードラと同じである。「彼らには (teṣām)」という語を補って、[組み合わせの]冒頭と最後とで区別されるべきである。あるいは[ふたつのヴァルナの]間に生まれた者たちは、シュードラの dharma によって dharma を有するものとされるべきである (śūdrasadharmāṇo veti / teṣām iti anuvartya prathamāntatayā vipariṇamayitavyam, antarālāḥ śūdra-dharmaṇa vā

27. 上記の kṣetraja を得るために男女を「指名する (ni-yuj)」ことを言う。[渡瀬 2013:485-6]はこのニヨーガを本来好ましくないが、現実との妥協による規定であるとする。

28. ダルマ文献では datṛima (*Manu*9.168), dattaka (*Yāj*2.134)とも称する。Ś は「マントラを唱えながら水を先に (samantrakodakapūrvam)」と説明するが、要するに灌頂するということである。

29. note: The term sadharman can mean that they have the same nature and / or qualities as Śūdras, and that they follow the same laws and duties of Śūdras. In other words, all these intermediate classes are basically as Śūdras.

dharmavantaḥ kartavyāḥ)

[7.9.52]

cirād avinipātī bījasadharmā mahāṃl lābhaḥ śreyān, viparyaye pūrvaḥ /
長期間にわたり失われることなく、種子のように大きな利益を生むものはす
ぐれている。その逆の場合は前者(短期間に少ない利益をもたらすもの)が
[すぐれている]。

・上村: 種子と同様に

・Kangle: of a same nature of a seed

・Olivelle: has a seminal nature

・Ś: 長い時間を経ても、毀損することなく稔ることが知られている穀物の
種子と同様の性質を有している (cirād api bhavan
niṣpratibandha-bhāvisiddhitayāvadhārīto dhānyabījasamāna-dharmā)

[8.4.43]

svadeśasthāḥ prabhūtavikrāntās cātavikāḥ prakāśayodhino apahartāro
hantāraś ca deśānām rājasadharmāṇa iti.

森の人々は自らの土地に住まい、多数にして勇猛である。公然と戦い、土
地を奪って破壊する。王と同類である。

・上村: 国王と同等の性格を有する。

・Kangle: having a same characteristics as king.

・Olivelle: behave like kings

・Ś: さらに、彼らは王のように我が物顔であり、公然と戦いその土地の
人々の財物や生命を奪うと言われている。(kiṃ ca rājāna iva te nir-aṅkuśāḥ
prakāśam eva yuddham kṛtvā deśīyajānānām dravyaṃ prāṇāṃś ca harantīty
āha)

[8.1.45]

svāmīnaś cāsannavṛttitvād amātyasadharmā daṇḍaḥ" iti //

主君の近くで活動するから、軍隊は amātya と同類である。

・上村: 大臣と同性質を有する。

・Kangle, Olivelle: the army has the same characteristic as the
minister

・Ś: 軍隊は君主の近くで活動することにより一切の職務を遂行するので、
amātya のポジションにあると謂われている。(daṇḍaḥ svāmīna
āsannavartanena sarvakāryānirvāhakatvād amātyasthānīya ity āha)

[12.1.1]

balīyasābhiyuko durvalaḥ sarvatrānupraṇāto velasadharmā tiṣṭhet /

より強力な王に攻撃された弱小の王は、葦のように常に服従していなければ
ならない。

- ・上村:葦と同じように
- ・Kangle: showing the character of a reed
- ・Olivelle: assuming the characteristic of a reed
- ・Ś: none

4. 結語

KAにおけるdharmanの用例は、複合語 X-sa-dharmanに限られている。この場合のdharmanは、「法」や「義務」あるいは「道徳」を意味すると考える積極的な理由はなく、その一方でdharmaは他の文献と大差ない意味で用いられている。つまり、KAの作者はdharmanを単なるdharmaの古形ではなく、異なる意味を付与して用いていたということになるだろう。dharmaの意味を歴史的に考察するにあたって、このような用法を他にも調査する必要があると思われる。

[使用テキスト]

Arthaśāstra: 下記 [Kangle 1986] および Shastri, G., *The Arthaśāstra of Kautilya with the Commentary "Śrīmūla"*, 1984, Delhi.

Dharmasūtras: 下記 [Olivelle 2000]

Manusmṛti: 下記 [Olivelle 2005]

Yājñavalkyasmṛti: *Yājñavalkyasmṛti with the Vīramitrodaya Commentary of Mitra Mishra and Mitakshara Commentary of Vijnaneshwara*, Chowkhamba Sanskrit Series 62, 1997, Varanasi.

[参考文献]

Derrett, J.D.M., 1973, *Dharmasastra and Juridical Literature (A History of Indian literature. Vol. 4, Scientific and Technical Literature)*.

原実, 1989, 「トリヴァルガ」『岩波講座東洋思想第7巻 インド思想3』岩波書店, pp. 264-287.

Hiltebeitel, A., 2011, *Dharma: Its Early History in Law, Religion, and Narrative*, Oxford University Press.

上村勝彦, 1989, 「『カウティリヤ実利論』におけるダルマ・アルタ・カーマ」『岩波講座東洋思想第7巻 インド思想3』岩波書店, pp. 288-314.

上村勝彦, 1984, 『実利論—古代インドの帝王学(上・下)』岩波書店(岩波文庫).

Kangle, R.P., 1986 : *The Kautiliya Arthasastra (in 3 vols.)* Delhi.

Kane, P.V., 1930-62, *History of Dharmasāstra*, 5 vols., Poona.

小山貞夫, 2011, 『英米法律語辞典』研究社.

Lingat, P., 1973, *The Classical Law of India*, London.

- 沼田一郎, 2009, 「vyavahāra 概念の変遷」『東洋学論叢』34, pp. 30-39.
- 沼田一郎, 1993, 「amātya の訳語について」『印度哲学仏教学』8, pp. 24-39.
- Olivelle,P.(ed.), 2015, *A Sanskrit Dictionary of Law and Statecraft*, Delhi.
- Olivelle,P., 2013, *King, Governance, and Law in Ancient India, Kauṭilya's Arthasāstra*, Oxford University Press.
- Olivelle,P.(ed.), 2009, *Dharma: Studies in its Semantic, Cultural and Religious History*, Delhi.
- Olivelle,P., 2005, *Manu's Code of Law: A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*, Oxford University Press.
- Olivelle,P., 2000, *Dharmasūtras: The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana and Vasiṣṭha*, Delhi.
- 渡瀬信之, 2013, 『マヌ法典』平凡社(東洋文庫 842).